



来週の投資戦略 (5/27-31)

日米経済指標、為替、長期金利

2024年5月26日

小松 徹

注目事項 — 見所

- 5月30日、1-3月期の米国実質 GDP 成長率改定値 — 前期比年率+1.3%?
- 5月31日、5月の東京都区部消費者物価指数 — 前年比+1.9%?
- 5月31日、4月の鉱工業生産指数 — 前月比+1.5%?
- 5月31日、大手行、6月の住宅ローン金利 — 5月からどの程度上昇?
- 5月31日、4月の米国個人消費支出 (PCE デフレーター) — 前年同月比+2.5%?

株式市場見通し

先週のわが国の株式市場は期待の米エヌビディア (AI 半導体最大手) の好決算にもかかわらず、主要株価指数が下落した。米国のナスダック市場が上昇したことよりも、米国ダウ 30 種の下落の方に引っ張られたようだ。先週月曜日に MS&AD インスタンスグループホールディングス (8725) が連続大幅増益予想と 8.2% の自社株買いを発表してアナリスト、投資家を驚かせたが、これなくば、株価指数はもっと下落したはずだ。再度円安が進んでおり、財務省の介入前水準に戻っている。長期金利がわずかなが、じりじりと上昇しており、いわゆるトリプル安になっていることが気になる。

2週間前の投資家別売買動向で海外投資家の買いが再度細った。替わって企業の自社株買いが一番の買い手となった。この週はソニーグループ (6758) などの決算発表があったが、海外投資家の動きは少なかったようだ。東証プライム上場企業の 2024 年 3 月期純利益が前年度比 19.9% 増、2025 年 3 月期は 2.3% 減と最終集計された。今期減益率の大きな業種は電力、石油、鉄鋼、自動車など 20% 以上の減益予想だ。増益予想の大きな業種は繊維、化学、通信などで増益率は 25% 以上。しかしながら、株式市場は額面通り受け取っていない。例えば、電力・ガス業種では減益でも増配、自社株買いを予定している企業もあり、あるいは原子力発電稼働期待も高いからだ。

来週の注目の経済指標は、米国では木曜日発表の 1-3 月期の実質 GDP 成長率改定値、金曜日の 4 月の個人消費支出 (PCE デフレーター) など。成長率は個人消費の伸びが低い方が好感される。PCE デフレーターは全体で前年比+2.5%、コア指数が+2.7% と予想されている。こちらも低い数値が好まれる。わが国では金曜日発表の 5 月の東京都区部消費者物価指数、4 月の鉱工業生産指数など。物価指数は政府のエネルギー補助金がなくなるので、5 月には上昇すると見込まれている。鉱工業生産指数はダイハツ工業の工場生産再開で上昇中だが、それでも前年の水準にはまだ戻っていない。最後に、金曜日に大手行が 6 月の住宅ローン金利を発表する。最近の長期金利上昇で固定金利の上昇が予想される。現在、三菱 UFJ 銀行の 10 年物ローン金利は 1.060% である。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。